

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当・特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和8年2月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、以下の事務を行う。 ①受給者の資格管理 ②児童手当の支給 ③現況届に伴う受給資格の確認 ④受給者等に係る統計管理 ⑤口座登録・連携ファイル関係情報
③システムの名称	・GPRIME 福祉総合 児童手当 ・COKAS-R/Ad II 総合行政システム ・団体内宛名統合システム ・中間サーバー ・情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条及び別表 項番81 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ・番号利用法別表135項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事項であつて主務省令で定めるもの ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の106、107の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号主務省令第2条の42、125、141、161の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 こども未来課

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総務省主催のイーラーニングについて、全職員(会計年度職員等を含む)を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようにしている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 山内 秋人	子育て支援課長 高比良 紀恵子	事後	人事異動による
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティブロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成28年4月28日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	①子育て支援課	①こども未来課	事後	機構改革による
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②子育て支援課長	②こども未来課長	事後	機構改革による
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 子育て支援課	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 こども未来課	事後	機構改革による
令和3年7月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出するもの
令和6年7月1日	I 関連情報 個人番号の利用法令上の根拠	別表第一 項番81	別表 項番81	事後	根拠法の改正による
令和6年7月1日	I 関連情報 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【情報照会の根拠】第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74.75)【情報提供の根拠】第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用	事後	根拠法の改正による
令和7年1月6日				事後	様式変更による再提出
令和8年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、以下の事務を行う。 ①受給者の資格管理 ②児童手当の支給 ③現況届に伴う受給資格の確認 ④受給者等に係る統計管理	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、以下の事務を行う。 ①受給者の資格管理 ②児童手当の支給 ③現況届に伴う受給資格の確認 ④受給者等に係る統計管理 ⑤口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和8年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・GPRIME 福祉総合 児童手当 ・COKAS-R/Ad II 総合行政システム ・団体内宛名統合システム ・中間サーバー	・GPRIME 福祉総合 児童手当 ・COKAS-R/Ad II 総合行政システム ・団体内宛名統合システム ・中間サーバー ・情報提供ネットワークシステム	事後	
令和8年2月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条及び別表 項番81 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	・番号法第9条及び別表 項番81 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ・番号利用法別表135項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事項であって主務省令で定めるもの ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	
令和8年2月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の106、107の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号主務省令第2条の42、125、141、161の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160項及び第162条	事後	